



平成22年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 鐵宏
(コード番号 2372 東証第一部)
問 合 せ 先
役 職 取締役 財務本部担当
氏 名 小島 修一
電 話 03-5436-3148

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月25日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催予定の第13回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

社外取締役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後もふさわしい人材を招聘することができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第28条及び変更案第39条を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

また、条文新設にあわせ、条数の繰り下げを行うものであります。

具体的な変更の内容は、以下のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更定款案
(新設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第37条 (条文省略)	第29条～第38条 (現行どおり)
(新設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第45条 (条文省略)	第40条～第47条 (現行どおり)

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成22年6月29日(火曜日)

定款変更の効力発生日：平成22年6月29日(火曜日)

以 上